市有財産の売払いを行います

公用又は公共用として利用しない次の市有財産を一般競争入札により売払いします。

契約担当部局

〒０７０－８５２５
旭川市７条通９丁目 旭川市総合庁舎６階 行財政改革部公共施設マネジメント課
電話　０１６６－２５－５６９５

売払物件

土地（物件番号１）				
所 在 及 び 地 番	地目	地積	区 域 区 分	最低基準価格
旭川市豊岡４条３丁目５番１	宅地	1,016.91 ㎡	近隣商業地域	37,800,000 円
土地（物件番号２）				
所 在 及 び 地 番	地目	地積	区 域 区 分	最低基準価格
旭川市５条通１０丁目 １０４０番１及び １０４０番２	宅地	535.57 ㎡	商業地域	24,800,000 円
土地（物件番号３）				
所 在 及 び 地 番	地目	地積	区 域 区 分	最低基準価格
旭川市東旭川町旭正 ３２５番１	宅地	2,571.28 ㎡	市街化調整区域	7,870,000 円

入札参加資格

1.　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３に規定する公有財産に関する事務に従事する職員に該当しない者及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

2.　旭川市暴力団排除条例（平成２６年旭川市条例第１６号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は第７条に規定する暴力団関係事業者若しくは第１２条に規定する行為をしていると認められる者でないこと。

入札案内書の閲覧及び配布の場所及び日時

場所

旭川市７条通９丁目 旭川市総合庁舎６階 行財政改革部公共施設マネジメント課

日時

令和８年１１月１３日（金）から令和９年１月２５日（月）までの午前９時から午後５時まで（旭川市の休日を定める条例（平成５年旭川市条例第３号）第１条第１項に規定する本市の休日を除く。）

入札及び開札の場所及び日時

場所

旭川市７条通９丁目　旭川市総合庁舎７階　会議室７Ｄ

日時

令和９年１月２６日（火）　物件番号１　午前９時３０分から
物件番号２　午前１０時３０分から
物件番号３　午前１１時３０分から

開札

入札締切り後、直ちに開札する。

入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び郵送、配送又は電送による入札は、無効とする。

落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

入札保証金

各自入札執行前に見積もった契約金額の１００分の３以上に相当する金額を本市が発行する納入通知書により入札開始前に納付しなければならない。この入札保証金を返還する場合は、利息を付さない。

条件

1.　売買契約締結の日から５年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託営業そ

の他これらに類する営業の用途に供しないこと。
2. 売払物件を暴排条例第２条第１号に定める暴力団若しくは暴排条例第７条第１項に定める暴力団関係事業者の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売払物件を第三者に貸与してはならない。
3. 落札者は、1.又は2.の条件に違反した場合には、市長の定める金額を違約金として旭川市に支払わなければならない。

落札の取消し

落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すものとする。
1. 特段の理由なく落札者が契約の締結を辞退したとき。
2. 落札者が落札通知を受けた日から７日以内に契約を締結しなかったとき。
3. 入札に際し不穏不正があったと認められるとき。
4. 法令及び旭川市契約事務取扱規則（昭和３９年旭川市規則第２２号）に違反する事項が生じたとき。

入札保証金の帰属

落札者が落札を取り消された場合には、入札保証金は旭川市に帰属するものとする。

契約の締結及び代金の支払

契約の締結は、特段の理由がない限り落札通知を受けた日から７日以内に行うものとし、売買代金は、契約締結と同時に全額納付するものとする。
よって、契約保証金の納付を要しないものとする。

その他

1. その他詳細については、行財政改革部公共施設マネジメント課に照会のこと。
2. 入札参加資格の有無を確認するために必要があると認められるときは、入札参加者に、当該資格を有する旨の誓約書及び資格を確認するための資料の提出を求め、警察その他の関係機関に照会することがある。